

申告はお早めに

税についてののお知らせ

国税・県税・町税の
共同相談会
(国・県・町共催)

住宅用地・
償却資産の申告と
家屋の滅失届の提出は
1月18日(金)までに

日時 2月7日(木)
午前部 9時30分～11時30分
(受け付けは10時30分まで)
午後部 13時～15時30分
(受け付けは14時30分まで)
場所 仙石原文文化センター
※当日は申告書の受け付けも行って
いますので、添付書類や印鑑な
どを持参してください。

住宅戸数を変
更した方、家を
取り壊した方、
償却資産を所有
している方は、
それぞれ申告ま
たは届け出の提出が必要です。
申告・提出期限 1月18日(金)



青色申告会 「確定申告指導会場」 開設

小田原青色申告会では、平成24年
分の確定申告の無料相談を実施しま
す。
税理士による無料相談コーナーや
キッズルーム(託児)もありますの
で、ぜひ利用してください。
場所 青色会館5階大ホール
(小田原市本町2-3-24)
期間 2月1日(金)～3月15日(金)
(期間中は土・日曜日、祝日
も開設)
時間 9時～16時30分
(最終日は15時まで)
照会先 (社)小田原青色申告会
☎0465-24-2614

新春恒例 消防出初式を行います

消防出初式では、消防
団員の表彰式と併せて、
幼年消防クラブや消防隊
などの演技、一斉放水な
どを披露します。
ぜひ見に来てください。
なお、駐車場はありま
せんので、来場の際は、
公共交通機関を利用して
ください。
日時 1月10日(木)10時
場所 湯本小学校校庭
(雨天の場合は同小学校体育館)
※一斉放水は湯本大橋(早川下
流)で行います。



虹のアーチも見られる一斉放水

その他 当日8時にサイレンを
鳴らしますが、火災と間違えな
いでください。
照会先 消防本部消防総務課
☎82-4512

町議会基本条例に関する 意見を募集します

町議会では、議会のあり方を見直し、町民の
皆さんに分かりやすく、開かれた議会を目指す
ため、箱根町議会基本条例の策定を進めていま
す。

この条例の策定にあたり、町民の皆さんから
の意見を募集しますので、奮って意見を寄せて
ください。

条例案の閲覧場所

議会事務局、出張所、町ホームページ
提出方法 所定の用紙に必要事項を記入し、直
接または郵送、ファックス、Eメールに
より提出してください。

用紙は閲覧場所に置いてあります。
募集期間 1月11日(金)～30日(水)(8時30分～17
時15分。土・日曜日、祝日を除く)

照会先 〒250-0398 箱根町議会事務局
☎85-9570/Fax85-8656
☒web_gikai@town.hakone.kanagawa.jp

20歳になったら国民年金

～新成人のためのQ&A～

Q 国民年金は老後だけのもの?

A 国民年金には、病気がけがで障がいが残ったときに
受けられる障害基礎年金や、一家の生計を支えてきた
加入者が亡くなったときに受けられる遺族基礎年金も
あります。

万一のときでも、年金には経済的な保障があります。

Q 現在厚生年金に加入しているから、国民年金は関係 ないのでは?

A 厚生年金や共済組合に加入している方も国民年金の
第2号被保険者といい、同時に国民年金にも加入して
いることになります。

国民年金は、全ての公的年金に共通するため、基礎
年金ともいいます。

Q 保険料は何年くらい納めるの?

A 国民年金は、20歳から60歳にな
るまでの40年間保険料を納めると、
満額の老齢基礎年金が受けられます。

なお、年金を受けるためには最低
25年の納付済期間(免除期間や合算
対象期間などを含む)が必要です。
※年金機能強化法の成立により、納
付済期間の短縮が予定されています。



Q 保険料を納められないときは?

A 経済的に苦しく保険料が納められないときのために、
保険料免除・納付猶予制度があります。

申請し承認されれば、保険料が免除または猶予され
ます。

また、学生には学生納付特例制度があり、申請によ
り保険料の納付が猶予されます。

Q 将来、年金は本当にもらえるの?

A 国民年金制度は、国が責任を持ち運営しています。
必要な財源は国が一部負担し、適切な見直しを行っ
ていきますので、保険料を納めることにより年金を受け
取れます。

照会先 保険年金課☎85-9564

箱根町成人式

「プライド・オブ・箱根」

1月14日(月)12時から箱根ホテ
ル小涌園で成人式を開催します。
(受け付けは11時から)

対象となる方は、当日はがき
を持参してください。

照会先 教育委員会生涯学習課
☎85-7601

家を取り壊した方

固定資産税は、毎年1月1日
現在の所有者に課税されます。
平成24年1月2日～25年1月
1日の間に家屋を取り壊した方
で、家屋滅失届の手続きをして
いない方は、手続きをしてくだ
さい。
※登記している家屋については、
建物滅失登記申請書を横浜地方
法務局西湘二宮支局(中郡二宮
町二宮1240-1)に提出し
てください。

住宅戸数を変更した方

住宅敷地として使用している
土地とそれ以外の土地では、固
定資産税額の計算方法が異なり
ます。
住宅戸数が平成24年1月1日
現在と、平成25年1月1日現在
で変更のある方は、住宅用地の
申告が必要です。
税務課にある申告書に必要事
項を記入し、提出してください。

償却資産の申告

毎年1月1日現在で所有して
いる資産のうち、土地または家
屋以外の事業用資産(旅館・ホ
テル・保養所・飲食店・小売店
など)については、償却資産と
しての申告が義務付けられてい
ます。

これらの資産を所有している
方は、申告用紙を提出してくだ
さい。新しく事業を始めた方、
申告用紙が届いていない方は、
連絡してください。

償却資産の対象となるもの(例)



税の書道展・作文の 町長賞決定!

- 小学生の税の書道展(社)小田
原青色申告会主催
- ◎函嶺白百合学園小学校3年
志村美遙さん
- ◎仙石原文小学校6年
平野愛梨さん
- 中学生の「税についての作文」
(全国納税貯蓄組合連合会
国税庁共催)
- ◎函嶺白百合学園中学校3年
高橋 愛さん



平成24年分の
給与所得の源泉徴収票や
給与支払報告書などの
法定調書の提出は
1月31日(木)までに
源泉徴収票や報酬支払調書、
不動産の使用料などの支払調書
は合計表とともに税務署に、ま
た、給与支払報告書は1月1日
現在の受給者の居住地を所管す
る市区町村に提出してください。
提出・照会先
税務課☎85-7750